



目 次

規 則	ページ
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）（12・15揭示）	1
○河川整備計画の変更（4件）（河川課）	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8

規 則

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第80号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表室戸広域公園の項及び同表の2の表室戸広域公園の項中 「 」

雨天練習場  
屋根付き多目的広場

を

屋内運動場  
雨天練習場  
屋根付き多目的広場  
会議室

に改める。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

告 示

高知県告示第715号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。  
平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
訪問看護ステーションあったか 土佐清水市越前町6番10号 平28・4・1  
渭南

楠目歯科診療所 香美市土佐山田町楠目473番地 〃 9・1  
さが薬局 幡多郡黒潮町佐賀701-2 〃 10・1

高知県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
かぎやまデンタルクリニック 香美市土佐山田町室一丁目1-25 平28・8・31  
楠目歯科診療所 香美市土佐山田町楠目473番地 〃 〃 〃

岩 本 薬 局 室 戸 市 室 津 2648 番 地 2 〃 10・31

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年12月15日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年12月5日	特定非営利活動法人元気な田舎ねえと	山本 博司	宿毛市坂ノ下119番地1	この法人は、高齢化、過疎化が進むふるさとの人口減や閉塞感を打開するため、自然や特産物、食文化等、各地区集落の持てる資源のネットワーク化を図るための環境を整える事業などを展開し、住民が参加するまちづくり、参加したくなるまちづくりを推進することによって、ふるさとの活性化に寄与することを目的とする。

平成26年1月14日付けで公表した一級河川仁淀川水系についての河川整備計画について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課及び高知県

中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年4月18日付けで公表した二級河川下田川水系についての河川整備計画について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課並びに高知県高知土木事務所及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成13年12月18日付けで公表した二級河川和食川水系についての河川整備計画について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成13年12月18日付けで公表した二級河川新川川水系についての河川整備計画について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第36号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、就業促進定着手当」を「、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。））」に、「同法第56条の3第1項第2号」を「同項第2号」に、「退職手当にあっては別記第14号様式による広域求職活動費に相当する退職手当請求書」を「退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記第14号様式による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当請求書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記第14号様式の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当請求書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記第14号様式の3による求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）に相当する退職手当請求書」に、「受給資格証」を「受給資格証又は別記第15号様式による失業者退職手当高齢受給資格証（以下「高齢受給資格証」という。））」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格証又は高齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第16条第2項中「受給資格証」を「受給資格証又は高齢受給資格証」に改める。

第16条の2中「別記第15号様式による失業者退職手当高齢受給資格証（第16条の4第2項において「高齢受給資格証」という。））」を「高齢受給資格証」に改める。

別記第6号様式中

ア 種類	(ア) 公共 職業訓練	(イ) 雇用保 険法第63条第1 項第3号に規 定する講習及 び訓練	(ウ) 障害者の 雇用の促進等 に関する法律 第13条の適応 訓練	(エ) 高齢者 等の雇用の安 定等に関する 法律第23条第 1項の計画に 準拠した同項 第3号に規定 する訓練
------	----------------	--	---	--

を「

ア 種類	(ア) 公共 職業訓練	(イ) 雇用 保険法第 63条第1 項第3号 に規定す る講習及	(ウ) 障害 者の雇用 の促進等 に関する 法律第13 条の適応	(エ) 高年 齢者等の 雇用の安 定等に関 する法律 第25条第	(オ) 雇用 保険法第 6条第5 号に規定 する船員 の職業能
------	----------------	---	---	---	--

		び訓練	訓練	1項の計画に準拠した同項第3号に規定する訓練	力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
--	--	-----	----	------------------------	-----------------------------------

に改める。

別記第8号様式中「収入源」を「収入額」に、

就業手当 支給日数		早期就業支度 金支給日数	
--------------	--	-----------------	--

を

就業手当 支給日数	
--------------	--

に改める。

別記第10号様式中

「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)」

を

「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)」

に改め、同様式（裏面）注1中

- 「(3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれらに相当する給付
- (4) 国家公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (5) 国民健康保険法による傷病手当金
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
- (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

を

- 「(3) 船員法による傷病手当
- (4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれらに相当する給付
- (5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (6) 国民健康保険法による傷病手当金
- (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
- (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

に改める。

別記第12号様式中「再就職手当又は」を「再就職手当に相当する退職手当又は」に改める。

別記第12号様式の2（裏面）注中「再就職手当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改め、「及び⑦欄」を削る。

別記第12号様式の3中「雇入れ年月日」を「雇入れ年月日又は事業開始年月日」に、「再就職手当又は」を「再就職手当に相当する退職手当又は」に改め、同様式（裏面）注1中「雇入れ年月日」を「雇入れ年月日又は事業開始年月日」に、「受給資格証」を「受給資格証又は高年齢受給資格証」に改める。

別記第13号様式中

受給方法	口座振替	金融機関名		口座種別		口座番号		㊦
	隔地払							㊦

を

受給方法	口座振替	金融機関名		口座種別		口座番号		㊦
	隔地払							㊦
※処理欄	支給決定年月日		年 月 日					

に改め、同様式（裏面）注1中「この請求書に受給資格証」を「移転の日の翌日から起算して1月以内に、この請求書に受給資格証又は高年齢受給資格証」に改め、同様式（裏面）注5中「受給資格証」を「受給資格証又は高年齢受給資格証」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

**第14号様式**（第16条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当請求書												
① 請求者	氏名											
	住所又は居所		電話番号									
② 訪問事業所	所在地				名称							
※ 公共職業安定所記載欄	区間	鉄道賃			船賃		車賃		宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数	
		距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離				支給額
		km	円	円	円	km	円	km	円	円	円	km
	合計											
※求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額		円		※差引き支給額		円						
③ 管轄公共職業安定所の証明欄	上記の記載事実に誤りがないことを証明します。 年 月 日 公共職業安定所長 印											
上記のとおり関係書類を添えて求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当を請求します。 年 月 日 任命権者 様 請求者氏名 印												
受給方法	口座振替	金融機関名		口座種別		口座番号		印				
	隔地払	印										
※処理欄	支給決定年月日		年 月 日									
※宿泊地	公共職業安定所関係		公共職業安定所関係		公共職業安定所関係		公共職業安定所関係					
※泊数	泊		泊		泊		泊					

（裏面）

- 注 1 この請求書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に管轄公共職業安定所に受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて提示し、所定欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。
- 2 この請求書には、必ず受給資格証又は高年齢受給資格証を添えてください。
- 3 口座振替の場合の振込口座は、必ず請求者本人の口座を記載してください。
- 4 ※印欄は、記載しないでください。

別記第14号様式の次に次の2様式を加える。

**第14号様式の2**（第16条関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当請求書						
① 請求者	氏名					
	住所又は居所	電話番号				
② 講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入 学料を含 む。）
					資格名  〔  〕 分類 <input type="checkbox"/> (1~9) 裏面参照	円
③ 管轄公 共職業 安定所 の証明 欄	上記の記載事実に誤りがないことを証明します。 年 月 日 公共職業安定所長 <span style="float:right">印</span>					
上記のとおり関係書類を添えて求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当を請求します。 年 月 日 任命権者 様 <span style="float:right">請求者氏名 印</span>						
受給方法	口座振替	金融機関名		口座種別	口座番号	印
	隔地払					印
※処理欄	支給決定年月日	年 月 日				

（裏面）

注 1 この請求書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1月以内に、受給資格証又は高齢受給資格証に下記の確認書類を添えて管轄公共職業安定所に提示し、③欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。

2 請求書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と請求書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より（1）、（2）及び（3）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。

（1）教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

（2）教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。

（3）教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要）

3 請求書の記載について

（1）当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載してください。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

（2）受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認してください。

4 この請求書には、必ず受給資格証又は高齢受給資格証を添えてください。

5 口座振替の場合の振込口座は、必ず請求者本人の口座を記載してください。

6 ※印欄は、記載しないでください。

第14号様式の3（第16条関係）

求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）に相当する退職手当請求書								
① 請求者	氏名							
	住所又は居所		電話番号					
② 保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	費用（自己負担分）
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	[ ] ※(01～14)裏面参照		日 円
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	[ ] ※(01～14)裏面参照		日 円
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	[ ] ※(01～14)裏面参照		日 円
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	[ ] ※(01～14)裏面参照		日 円
③ 管轄公共職業安定所の証明欄	上記の記載事実に誤りがないことを証明します。 年 月 日 公共職業安定所長 印							
上記のとおり関係書類を添えて求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）に相当する退職手当を請求します。 年 月 日 任命権者 様 請求者氏名 印								
受給方法	口座振替	金融機関名		口座種別		口座番号		印
	隔地払							印
※処理欄	支給決定年月日		年 月 日					

（裏面）

注 1 この請求書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格証又は高年齢受給資格証に下記の確認書類を添えて管轄公共職業安定所に提示し、③欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。

ただし、高年齢受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）請求書を提出する場合にあっては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4月以内に行ってください。

2 請求書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と請求書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より（1）、（2）及び（3）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼してください。

（1） 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。

（2） 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）

（3） 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3 請求書の記載について

（1） ②欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないでください。

（2） ②欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載してください。

（3） ②欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載してください。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定子ども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業	(認可外保育施設が行う保育等)
(ファミリー・サポート・センター事業)		

（4） 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となっていることを確認してください。

4 この請求書には、必ず受給資格証又は高年齢受給資格証を添えてください。

5 口座振替の場合の振込口座は、必ず請求者本人の口座を記載してください。

6 ※印欄は、記載しないでください。

別記第15号様式中

求職年月日	年 月 日	受給期限日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

を

退職事由			
求職年月日	年 月 日	受給期限日	年 月 日

に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第37号****期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の82.5以上100分の140以下」を「100分の94.5以上100分の160以下」に、「100分の107.5以上100分の180以下」を「100分の119.5以上100分の200以下」に改め、同項第2号中「100分の75.5以上100分の82.5未満」を「100分の86.5以上100分の94.5未満」に、「100分の98以上100分の107.5未満」を「100分の109以上100分の119.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の68.5」を「100分の78.5」に、「100分の88.5」を「100分の98.5」に改める。

第13条の2第1項中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。